

第3弾改正法施行前検証

～法的分離に向けた各種ルールの整備状況～

2019年4月26日

資源エネルギー庁

(参考) 第3弾改正法における検証規定

2018年9月18日第11回電力・ガス基本政策小委資料
「第3弾改正電気事業法の施行に向けた検証の進め方について」より抜粋

- 2015年に成立した第3弾の改正電気事業法においては、検証規定が設けられている。
- 具体的には、①第2段階の施行前、②第3段階の施行前、③第3段階の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、競争条件や資金調達等の観点から必要な措置を講ずる旨を規定している。

電気事業法に係る検証規定の概要

附則第74条 政府は、電気事業制度改革の段階的な実施を踏まえ、第2弾改正法の施行前、第3弾改正法の施行前、第3弾改正法の施行後5年内のそれぞれの時期において、**改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他の電気事業を取り巻く状況**について検証を行うものとする。

2 政府は、**前項の検証の結果を踏まえ**、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って電気事業者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合における競争条件改善措置、電気事業者間の適正な競争関係を確保するための措置、安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための**措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

平成27年
(2015年)

平成28年
(2016年)

平成32年
(2020年)

検証①

検証②

検証③

第1段階
(広域機関創設)

第2段階
(小売全面自由化)

第3段階 (送配電部門
の法的分離)

5年以内

今回の検証の範囲

- 法的分離に向けては、これまで、取締役の兼職禁止等の行為規制など、各種ルールの整備を進めてきたところ、現時点の状況について御確認をいただく。
- なお、「需給状況」については、本日の議題4における「2018年度冬季の電力需給実績の振り返り及び2019年度夏季の電力需給見通し・対策について」を以って代えさせていただきます。

主な検証項目

1. 改正法の施行の状況

- － 広域機関の活動状況
- － 全面自由化後の競争の状況・卸市場の活性化の状況 等

2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- － 改革後の電力システムを支える各種インフラの整備
- － 改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等

3. 需給状況

- － 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等

【本日の議題4で済み】

4. 料金水準

- － 小売電気料金の推移 等

5. その他の電気事業を取り巻く状況

- － 法的分離に向けた各種ルールの整備状況（行為規制等）
- － 法的分離に向けた旧一般電気事業者各社における対応状況（システム対応等） 等

今回の検証の範囲

行為規制に係るルール整備状況

<2017年3月～2018年5月>

- 制度設計専門会合（電力・ガス取引監視等委員会事務局）において行為規制の詳細を検討

<2018年6月>

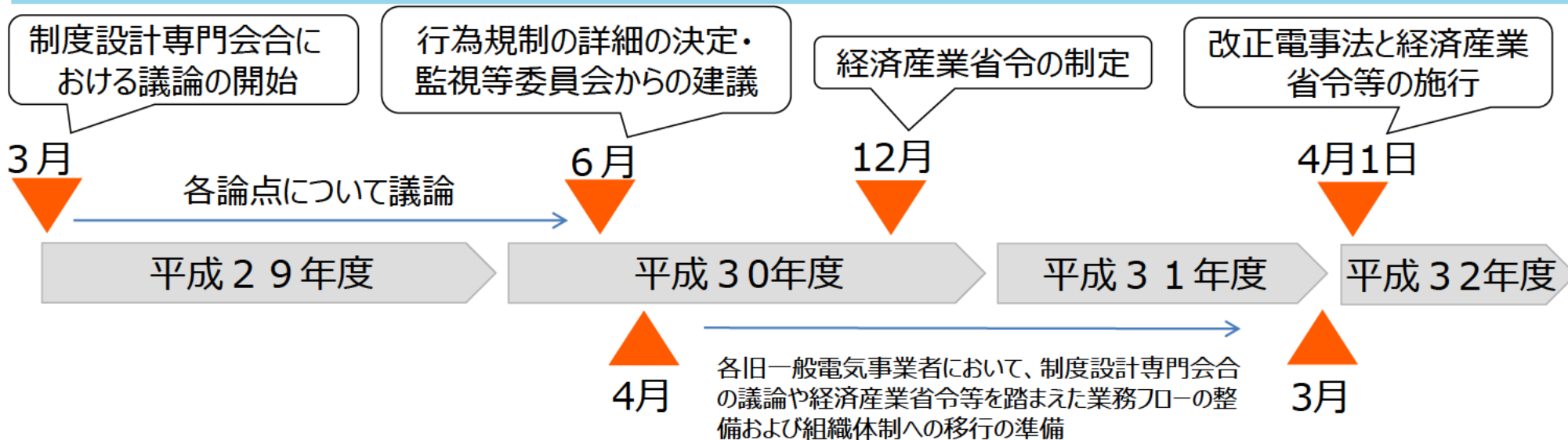
- 行為規制の詳細について電力・ガス取引監視等委員会からの建議

<2018年12月27日>

- 電気事業法施行規則の一部を改正する省令の公布（2020年4月1日施行）

<2019年上半期（予定）>

- 適正な電力取引についての指針の改定



(参考) 各社の組織再編等に関する検討状況

- 各社が発表している分社方式は以下のとおり。

会社名	分社方式	組織再編等の分社化 準備状況	準備会社の設立時期	プレスリリース	
				組織再編	分社化の方式・ スケジュール
北海道電力	発電・小売 親会社方式	2018年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
東北電力	発電・小売 親会社方式	2018年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
東京電力	HD方式	2013年4月1日より社内カンパニー制を開始	2015年4月1日 分割準備会社設立 2016年4月1日 分社化	済み	済み
中部電力	HD方式	2016年4月、電力ネットワークカンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
北陸電力	発電・小売 親会社方式	2018年7月、送配電事業本部を設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
関西電力	発電・小売 親会社方式	2018年6月、送配電カンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
中国電力	発電・小売 親会社方式	2017年10月、送配電カンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
四国電力	発電・小売 親会社方式	2018年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
九州電力	発電・小売 親会社方式	2017年4月、送配電カンパニー設置	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
沖縄電力	対象外				
電源開発	発電親会社方式	送変電部門を他部門と切り分けて設置済み	2019年4月1日 分割準備会社設立	済み	済み
北部送電	対象外				
福島送電	対象外				

※2019年4月時点

(参考) 行為規制の全体像 (第3弾改正電気事業法の内容)

(1) 一般送配電事業者に対する兼業規制について【第22条の2関係】

- ✓ 一般送配電事業者が、小売電気事業又は発電事業を営むことの禁止とその例外 (認可制)

(2) 一般送配電事業者の取締役等の兼職等の規制【第22条の3第1項・第4項関係】

- ✓ 一般送配電事業者の取締役等が、小売電気事業者又は発電事業者等の、取締役等及び従業者を兼職することの禁止とその例外
- ✓ 一般送配電事業者の従業者が、小売電気事業者又は発電事業者等の取締役等を兼職することの禁止とその例外
- ✓ 違反に対する措置 (事業者に対する業務改善命令)

(3) 一般送配電事業者の人事管理に関する規制【第22条の3第2項・第3項関係】

- ✓ 一般送配電事業者の従業者が、小売電気事業者又は発電事業者等の従業者を兼職することの禁止とその例外
- ✓ 違反に対する措置 (事業者に対する業務改善命令)

(4) 一般送配電事業者の禁止行為【第23条関係】

- ✓ 一般送配電事業者が、小売電気事業者又は発電事業者等と通常取引の条件とは異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で取引を行うことの禁止とその例外 (承認制)
- ✓ その他電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害する行為を禁止
- ✓ 一般送配電事業者による業務の受委託の禁止とその例外

(5) 適正な競争関係確保のための体制整備義務【第23条の4関係】

- ✓ 一般送配電事業者に、適正な競争関係を確保するための体制の整備及びその実施状況を経済産業大臣へ報告することを義務付け

(6) 送電事業者の兼業規制・行為規制【第27条の11の2から第27条の11の12関係】

- ✓ 送電事業者は、一般送配電事業者と同様に上記(1)～(5)の規制が課される。

(参考) 改正電気事業法

(兼業の制限等)

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七條の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七條の二第四号において同じ。)を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業(その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。)又は発電事業(その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。)を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の利用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者(以下この項において「認可一般送配電事業者」という。)の特定関係事業者(次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。)たる小売電気事業者又は発電事業者が、小売電気事業(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずるものに限る。)又は発電事業(当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)を営むときは、この限りでない。

一 認可一般送配電事業者 次条第二項及び第二十三條第二項から第五項までの規定

二 認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。) 次条第一項の規定

三 認可一般送配電事業者の特定関係事業者 第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項の規定

(参考) 改正電気事業法

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十二條之三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。））、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。））に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

(参考) 改正電気事業法

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 一般送配電事業者は、通常取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合には、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 (略)

(参考) 改正電気事業法

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
 - 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。